

習志野市農業委員会総会議事録

平成29年第3回習志野市農業委員会総会は平成29年3月22日（水曜日）
JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分

1. 委員の出欠席 17名中 16名出席 欠席 0名

※ 15番は欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 三代川 正夫	2番 三橋 喜左衛門	3番 三代川 彦博
4番 合間 正秋	5番 立崎 誠一	6番 伊東 壽
7番 三橋 武夫	8番 葛城 芳一	9番 相原 和幸
10番 伊藤 和彦	11番 飯生 良	12番 田久保 征夫
13番 小川 孝雄	14番 荒原 ちえみ	

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 14番 荒原 ちえみ 1番 三代川 正夫

1. 議案審議結果

上 程 5件 承 認 5件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午前 11時30分

1. 付議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第4号 平成29年度習志野市農用地利用集積計画第1号（案）について

議案第5号 農地の下限面積の設定について

報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書（相続）について
引き続き特定貸付を行っている旨の証明書について

<p>議 長</p>	<p>平成29年第3回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日は、1名の欠員を含め17名中16名の出席であります。 よって本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により 議長より指名させていただきます。 14番 荒原 ちえみ委員、1番 三代川 正夫 委員、 兩名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。</p> <p>農業委員会におきしても、平成28年度の最後の総会でございます。 皆様のご協力をお願いします。</p> <p>本日の議案上程件数は、5件でございます。</p> <p>それでは、議案第1号 「農地法第5条の規定による許可申請について」を議案とします。 事務局は、議案第1号の朗読をお願いします。</p>						
<p>事務局</p>	<p>議案第 1 号 農地法第5条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第57条の2の規定による許可申請書の提出があつたので、県への送付について審議を求める。 平成29年3月22日提出</p> <p>1 申請地の所在、面積</p> <table data-bbox="542 1523 1141 1657"> <tr> <td>習志野市●●●●●●●●番●</td> <td>●●●m²</td> </tr> <tr> <td>習志野市●●●●●●●●番●</td> <td>●●●m²</td> </tr> <tr> <td>2筆合計</td> <td>●●●m²</td> </tr> </table> <p>2 権利の内容 所有権移転</p> <p>3 転用計画 共同住宅（社員寮）</p> <p>4 申請者住所、氏名</p> <p>譲受人 ●●●●●●●●●●町●●●番地 株式会社 ●●●●●●●●●● 代表取締役 ●● ●●</p>	習志野市●●●●●●●●番●	●●●m ²	習志野市●●●●●●●●番●	●●●m ²	2筆合計	●●●m ²
習志野市●●●●●●●●番●	●●●m ²						
習志野市●●●●●●●●番●	●●●m ²						
2筆合計	●●●m ²						

三代川彦博 委員	<p>議案第1号ですが、現地調査しても周りは開発されていますいろいろな意味で、●●さんのところも数年前に相続があったと聞いていますが、やむをえないのかなとは思いますが。</p>
	<p>この間の、現地調査においてよく解らないので、勉強不足と勉強の為にお聞きしたいのですが、計画では2棟建てるとなってますが、お話している中で1棟しか建てないと最初に言われて、2棟目は状況の範囲でということだったんですが、その中でわからない所は、土地に対しての建物の面積が足りないのか、建物を建てるにあたって申請の面積が足りないのかそこらへんが勉強不足なのでわからないのと気になった1点と。</p> <p>我々がそのような開発行為をした場合には、おそらくそのまま2棟建てなければいけないかなと指導されれば建てると思いますが、その辺が業者さんが手順を踏んでるといふかどのような理由があるのか、その辺が理解できなかったのでもしわかればお話を聞きしたいと思えます。</p>
議 長	<p>今、三代川彦博委員から質問がありました、1棟、2棟の話ですが最終的には2棟たてるというような話を代理の方がしていたようですが、その点について事務局長いかがですか。</p>
	<p>現場で見させていただきましたけれども、農地転用は具体的な計画がございまして、その中で2棟建てるといふ事で指導協議がまとまっております。私もその場でお話を聞いたのですが、農地転用許可はあくまでも2棟建てるといふ申請があがっている以上、1棟では完了報告書が出せないんです。</p> <p>そのように完了報告が出せない場合には計画変更を出していただくような形になります。</p>
議 長	<p>結論は、業者さんは結果的には申請どおりにいたしますと話をし、また会社で話をするとおっしゃっていたので間違いはないという話だと思っておりますけれども。</p>
三代川彦博 委員	<p>今回、初めて現地調査でこういう話が出ましたよということでも何となく、業者さんの周りの人たちがざわざわとして、今の説明のような話が見えなかったもので、どうなのかなということ。</p> <p>では、申請通りということで、よろしいですね。</p>
議 長	<p>この案件については、申請どおりです。</p> <p>ということで、事務局長よろしいですね。</p>

<p>事務局長</p>	<p>当初計画で許可を受けるのでしたらそのとおりにしてくださいということです。 最初からきちんとした計画を出していただきたいということです。</p>
<p>議長</p>	<p>習志野市としても建築指導課の指導を受けたりしている業者と話をしているので間違いないと思いますけれど、今回の案件については農業委員会に申請されたとおりとしますということですのでよろしいかと思いますね。 他に何か関連してありますか。荒原委員。</p>
<p>荒原委員</p>	<p>はい、現地調査には行けなかったのですが場所についてはわかります。 何点かお聞きしたいことがあるんですが。 1点目は譲渡人の方は●●歳ということでまだお若い、他にも農地をお持ちだと思っておりますけれども何故ここを手放すことになったのかということ。 2点目は転用計画が共同住宅で社員寮ということで2棟で2階建てで14部屋のワンルームでよろしいですかということの確認です 3点目は●●●●●●●●●●は●●県にある会社で2012年に設立で資本金があまり多くなく物件も少ない中で、習志野市の農地で建てるということに対してどうなのかなというこの3点です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、わかりました。 まず1点目について私も良く前を通るのですが、●●●●さんの畑とは思わなかったんです。5、6年はやっていないようでしたが 飯生 良委員どうですか。</p>
<p>飯生 良委員</p>	<p>●●●さんが腰を悪くして、●●さんも医者に通っていて●●●●●線で、道路も渋滞して不便なので今回の申請地だけ手放すということで他は農家をするということです。子どもさんは3人いらっしゃいますが2人は仕事をしていて1人はまだ大学生で、農家は手一杯ということなんですね。 空いている農地を手放す、あと相続もありましたしね。</p>
<p>議長</p>	<p>荒原委員1点目についてはそのようなことです。 2点目については、私も業者と話をしたのですが、大手の建築業者の下請けとして実績を持っている。 将来的には2020年のオリンピックの関係があつて、ある程度大きい会社からは新しい工法の仕事をいろいろやっているのので、若干受注はありますので、社員寮も不足してくるのでということでした。</p>

	<p>た。 事務局からは何かありますか。</p>
事務局	<p>今、●●●●●●●●●●の話がありまして荒原委員からご質問があった件ですが、こちらの会社は確かに資本金とかは少ないんですが、特許を取ってらっしゃる工法があるそうで会長のお話にもあったようにこれからオリンピックに向けてどんどん業績が上がるであろうという会社のひとつだそうです。それで、現在●●の方に社員寮があるそうですがここだけでは不足しているということと、工事現場が都内であることで千葉まで行ってしまうと従業員の通勤が大変になってしまうということから習志野あたりまでいろいろ土地を検討した結果、やはり社員の福利厚生という事で社員寮を造るという事で駅からあまり遠くなくて、電車で通うにしてもそこそこの距離でという事で探していたところ、こちらの土地に建てたいという事でお話を伺っております。</p>
議長	<p>他に関連してありますか。相原委員どうぞ。</p>
相原委員	<p>建物はいつごろできるんですか。予定としては。</p>
事務局長	<p>完了予定は、平成30年3月31日です。</p>
相原委員	<p>そこまでで、できるんですか。 出来ない場合は計画変更になるんですか。</p>
事務局長	<p>期間延長になります。</p>
議長	<p>他にありますか。</p>
荒原委員	<p>はい、もう1点。</p>
議長	<p>荒原委員</p>
荒原委員	<p>要するに社員寮は、オリンピック等の建築関係で急に必要なのでその方たちの社員寮を造るということですね。 それが終わったらその後はどうするのか。</p>
議長	<p>おそらくこういう会社ですから、実務を拠点として仕事をしていくのではないのかなと私は考えますが。</p>

<p>職務代理</p>	<p>すいません。</p>
<p>議 長</p>	<p>飯生職務代理どうぞ。</p>
<p>職務代理</p>	<p>1つ気になるんですが、駐車場は用地として図面には記載されているんですが市の計画道路が走る予定になっています。図面上でも線が入っていますがその辺の兼ね合いが市との話し合いの中でどうなっているのか聞きそびれたのですがどうでしょうかね。 道路ができればここは道路を作っていいですよという承諾が入っているのかどうかねその辺はわかりませんが、承認するのはいいんですけど、計画道路がどうなのかなと思って。</p>
<p>議 長</p>	<p>今、職務代理から貴重なご意見いただきましたが、個人的には計画道路は図面上の線を引くだけだとよく聞くんですが、計画道路を指定しているのなら市としても許可したら良くないのではと思うんですけども、事務局からは何かありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、開発する時に都市計画課に業者さんに確認をいただいております。市内に都市計画道路の予定地がたくさんございます。 今回のこちらの物件につきましては、都市計画道路について先程職務代理からお話があったとおり図面上線が入っているのですが、こちらの業者さんにつきましても計画道路の所を外して建物を建てていただいているようです。 私も勉強不足で都市計画課に確認させていただきましたところ、全般的に都市計画道路計画上のものについては基本的には建物をなるべく建てないでいただきたいということをお話をされているようなんですが、今回の物件につきましては建物がかかっていないということで都市計画課の指導についていろいろ建物をたてる場所についてはご配慮いただいたということで都市計画課の方でも現時点では問題が無いのではないかと回答をいただきました 確かに普通であれば私もそう思うんですが、都市計画道路の計画のある所にたとえば、駐車場であっても駐輪場であったとしても建物を建てるという事はいかがなものなんでしょうかという質問をしましたところ、あくまでも計画という事でこの物件に関しては、建物を建てないという事で業者さんにご同意をいただいているので問題なく都市計画課の方は受理をしたという形になっているという回答をいただいております。</p>
<p>職務代理</p>	<p>はい、了解しました。</p>

<p>議 長</p>	<p>事務局補足説明ありがとうございました。 他に何か質問等ございますか。 ご意見・ご質問等が 他に無ければ採決に入ります。 議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。</p> <p>・・・・・・・・各委員・挙手・・・・・・・・</p> <p>賛成多数を持ちまして、議案第 1 号につきましては許可相当と決しました。よって本案件につきましては、県に進達いたします。</p> <p>次に、議案第 2 号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願及び 議案第 3 号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、同一世帯の案件でございますので一括で議案説明をしたいと思っておりますが宜しいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>・・・・・・・・異議なしの声・・・・・・・・</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。 議案第 2 号及び議案第 3 号生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について事務局より議案説明を求めます。</p> <p>事務局、議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について</p> <p>平成 29 年 3 月 9 日付けで、下記のとおり生産緑地法第 10 条の規定に基づき、農業の主たる従事者についての証明願の提出があったので審議を求める。</p> <p>申請者 習志野市●●●丁目●番●●号 ●● ● (●●歳)</p> <p>買取り申し出事由の生じた者 習志野市●●●丁目●番●●号 ●● ●</p> <p>買取り申し出予定生産緑地</p>

習志野市●●●丁目●●●番●の一部

地目 畑 地積 ●, ●●●●㎡ (登記) のうち●, ●●●●㎡

登記内容 権利者 ●● ●

申し出事由

平成29年1月3日に転倒し、●●●等を発症し、手術をし入院中で現在は寝たきり状態にあります。医師の診断によりますと現実点では今後について自宅療養になる予定はないようです。これらを鑑み生産緑地の買取り申し出事由に当たる、農業の継続が不可能とされる故障を生じたことにより、生産緑地に係る主たる従事者についての証明を行うものであります。

議案第 3 号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

平成29年3月9日付けで、下記のとおり生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者についての証明願の提出があったので審議を求める。

申請者 習志野市●●●丁目●番●●号 ●● ● (●●歳)

買取り申し出事由の生じた者

習志野市●●●丁目●番●●号 ●● ●

買取り申し出予定生産緑地

習志野市●●●丁目●●●番●

地目 畑 地積●●●●㎡ (登記)

登記内容 権利者 ●● ●

申し出事由

●●●●●と診断され、現在病院に通院中であります。薬物治療法とデイケアに専念しており、医師からは今後農業に従事することが困難であるとの診断書の提出がありました。

生産緑地の買取り申出事由である、農業の継続が不可能とされる故障を生じたため生産緑地に係る主たる従事者についての証明願を行うものです。

議長

事務局、ご苦労様でした。

続きまして、現地調査報告を12番 田久保 征夫委員より

<p>田久保委員</p>	<p>お願いします。</p> <p>議案第2号及び議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について現地報告をいたします。調査は、平成29年3月16日に申請者の●● ●さんの配偶者である●●●さん、業者1名の立ち会いのもと、●●地区委員であります私と廣瀬会長、事務局1名の計5名で行って参りました。</p> <p>今回の案件は、本年1月初旬に主たる従事者であった●● ● さんが身体的故障で入院、他の病気も発症し手術を行ったと聞いております。</p> <p>後遺症も残り、農業に従事することが出来ないとの医師の診断書の提出がありました。</p> <p>また、隣接地の生産緑地の所有者、●の●● ●さんについても病気治療中とのことで、農業に従事することが出来ないとの医師の診断書の提出がありました。</p> <p>現地調査で立ち会いを行った●● ●さんの配偶者の●● ●●●さんについても●●歳と高齢であり、今後農業を継続して行うことは大変困難であり、生産緑地の買取り申し出を申請するため、農業委員会に対し、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願を行うものと聞いております。</p> <p>以上で、議案第2号及び議案第3号の現地報告とさせていただきます。</p> <p>皆様でよろしく、ご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>田久保 征夫委員、現地調査報告ご苦労様でした。</p> <p>この申請地は、結構急斜というか斜めの土地でしたよね。</p>
<p>田久保委員</p>	<p>そうですね、現地調査もそうでしたが、何年か前にトラクターで耕作した翌日に大雨が降ったらしいんです。耕作した後ですから砂が流れまして大分苦情やら何やらあって大変だったとは聞いております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局は、補足説明ありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にございません。</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がありましたら、挙手願います。</p> <p>質問等がなければ、採決に入ります。</p> <p>議案第2号の 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の発行について、賛成の方の同意を求めます。</p>

事務局	<p>証明書を発行することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第2号の生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願は、同意されましたので、事務局は本日付で事務処理を行ってください。</p> <p>議案第3号の 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の発行について、賛成の方の同意を求めます。</p> <p>証明書を発行することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>賛成多数を持ちまして、議案第3号の 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」は、同意されましたので、事務局は本日付で事務処理を行ってください。</p> <p>続きまして 議案第4号「農用地利用集積計画第1号(案)」について、事務局より、議案の朗読をお願いします。</p> <p>この案件は、利用集積の継続申請とのことで、私の判断で現地調査は行いませんでした。それでは、事務局をお願いします。</p> <p>議案第4号 平成29年度習志野市農用地利用集積計画第1号(案)について 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第1号(案)の提出があったので意見を求める。 平成29年3月22日提出</p> <p>1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番 ●, ●●●㎡のうち●, ●●●㎡</p> <p>2 権利の内容 使用貸借権設定</p> <p>3 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●丁目●番●号 ●● ●● 譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●●●</p>
-----	---

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>事務局、ご苦労様でした。 詳細について説明をお願いします。</p> <p>・・・資料に基づき説明・・・</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>質問等のある方は、挙手願います。 質問等が無ければ、採決に入ります。 議案第4号「農用地利用集積計画第1号（案）」について賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、 議案第4号「農用地利用集積計画第1号（案）」について許可相当と決しました。 本日付けで、承認の旨を市長に回答いたします。</p> <p>続きまして 議案第5号の『農地の下限面積の設定』について事務局より、議案を読み上げてください。</p> <p>議案第5号 農地の下限面積の設定について 平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなっており、また、「農業委員会の適正な事務実施について」が平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっています。</p> <p>このため、下限面積の設定について以下のとおり提案いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行 35アール ・ 提案 30アール <p>《提案理由》 農地法施行規則第17条第1項第3号の規定により、農業委員会が定めようとする別段の面積は、定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が全体の4割を下回らないように算定することとされている。</p> <p>なお、平成22年より下限面積を35アールで設定し、その後変更はありませんでしたが、市内の農業経営体数及び経営面積の減少傾向が2015年農業センサスで顕著</p>

	<p>になり農地基本台帳を基に全体の4割を下回らないよう算定したところ30アールが 適当と判断し、下限面積を35アールから30アールに変更しようとするものです。 なお、下限面積の変更は平成29年4月1日から適用するものです。</p>
議 長	<p>事務局、ご苦労様でした。 この下限面積については、8年前に50アールから35アールに した経緯がありますけれども このことについて質問があれば挙手願います 事務局この議案の詳細な説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>・・・資料により説明・・・</p>
議 長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、 この件について、ご意見・ご質問のある方は挙手願います。</p> <p>職務代理いかがですか。</p>
職務代理	<p>私は、30アール位で良いかなと思いますが、農業新聞だとかにも見直しを 諮るということでやっていますので、妥当な線だとは思いますが。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 三代川彦博委員はどうですか。</p>
三代川彦博委員	<p>4割を下回らないということでこういうルールもあるんですが、あまり 低いと本来の姿でない人たちが農業をしたいという若い農家の出身でない人 にも参入していただくには下限を上げた方がよいのでしょうかけれども、現実的 には、この都市近郊の習志野ですと多少よからぬ人たちが入り込むかなと言う 懸念も考えると30アール適当であるとは思いますが。</p>
議 長	<p>伊藤和彦委員いかがですかね。</p>
伊藤和彦委員	<p>資料によると隣接市の状況で千葉市中央区・花見川区・稲毛区で30アール ということで習志野と同じ様な環境なので30アールで妥当だと思います。</p>
議 長	<p>今、お三方に意見を伺いました。 質問等が無ければ、採決に入ります。 議案第5号『農地の下限面積の設定』について</p>

	<p>習志野市の下限面積を30アールに定めることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>全員の賛成 を持ちまして、議案第5号は、原案のとおり承認されました。</p> <p>続いて、報告第1号および報告第2号については「農地転用届出書の受理通知の交付について」すでに報告書はご覧いただいていることと思いますが何かご質問等がございましたら挙手願います。内容ですので次に進みます。</p> <p>報告第3号の引き続き農業経営を行っている旨の証明書ですが、事前に配布してありますので</p> <p>質問等の有る方は、挙手願います。</p>
議 長	<p>●●●●丁目の●● ●●さんについては、同じ●●●地区の小川委員が立ち会っていますので報告をお願いします。</p>
小川委員	<p>2月22日に会長と事務局と3名で現地を見てまいりました。</p> <p>●●●●さんは、畑をやっています、庭先というかうらの所で直売もやっています。今後も継続されるとうかがいました。</p> <p>毎日庭先に出しておりますのできれいにしておりました。</p>
議 長	<p>現地調査報告ご苦労さまでした。</p> <p>質問等が無ければ、本日の総会はこれを持ちまして終了いたします。</p>